酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領

（令和７年９月 18 日付け中酪（生振）発第 298 号）一部改正新旧対照表

改　　正　　後	現　　行
酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領 令和５年４月 13 日付け５農畜機第 300 号承認 令和５年４月 14 日付け中酪（総務）発第 40 号 一部改正　令和６年２月８日付け５農畜機第 7228 号承認 一部改正　令和６年２月８日付け中酪（総務）発第 590 号 一部改正　令和６年４月 11 日付け６農畜機第 356 号承認 一部改正　令和６年４月 12 日付け中酪（総務）発第 41 号 一部改正　令和６年 10 月 23 日付け６農畜機第 4774 号承認 一部改正　令和６年 10 月 25 日付け中酪（総務）発第 351 号 一部改正　令和７年４月 14 日付け７農畜機第 323 号承認 一部改正　令和７年４月 15 日付け中酪（生振）発第 33 号 一部改正　令和７年９月 17 日付け７農畜機第 4165 号承認 一部改正　令和７年９月 18 日付け中酪（生振）発第 298 号 前文　〔略〕 第１～第１１　〔略〕 別表　〔略〕 別紙様式第１号～別紙様式第６号　〔略〕	酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領 令和５年４月 13 日付け５農畜機第 300 号承認 令和５年４月 14 日付け中酪（総務）発第 40 号 一部改正　令和６年２月８日付け５農畜機第 7228 号承認 一部改正　令和６年２月８日付け中酪（総務）発第 590 号 一部改正　令和６年４月 11 日付け６農畜機第 356 号承認 一部改正　令和６年４月 12 日付け中酪（総務）発第 41 号 一部改正　令和６年 10 月 23 日付け６農畜機第 4774 号承認 一部改正　令和６年 10 月 25 日付け中酪（総務）発第 351 号 一部改正　令和７年４月 14 日付け７農畜機第 323 号承認 一部改正　令和７年４月 15 日付け中酪（生振）発第 33 号 前文　〔略〕 第１～第１１　〔略〕 別表　〔略〕 別紙様式第１号～別紙様式第６号　〔略〕

附 則（令和７年９月 18 日付け中酪（生振）発第 298 号）

１　この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和７年８月６日から適用するものとする。

２　この要領の改正後の令和７年８月６日からの大雨に係る要綱別表１に掲げる対象事業について、令和７年８月６日から補助金の交付決定までの間に着工又は着手をする場合の当該着工又は着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月１日付け 15 農畜機第 48 号－1）13 の規定にかかわらず、別紙様式第１号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。